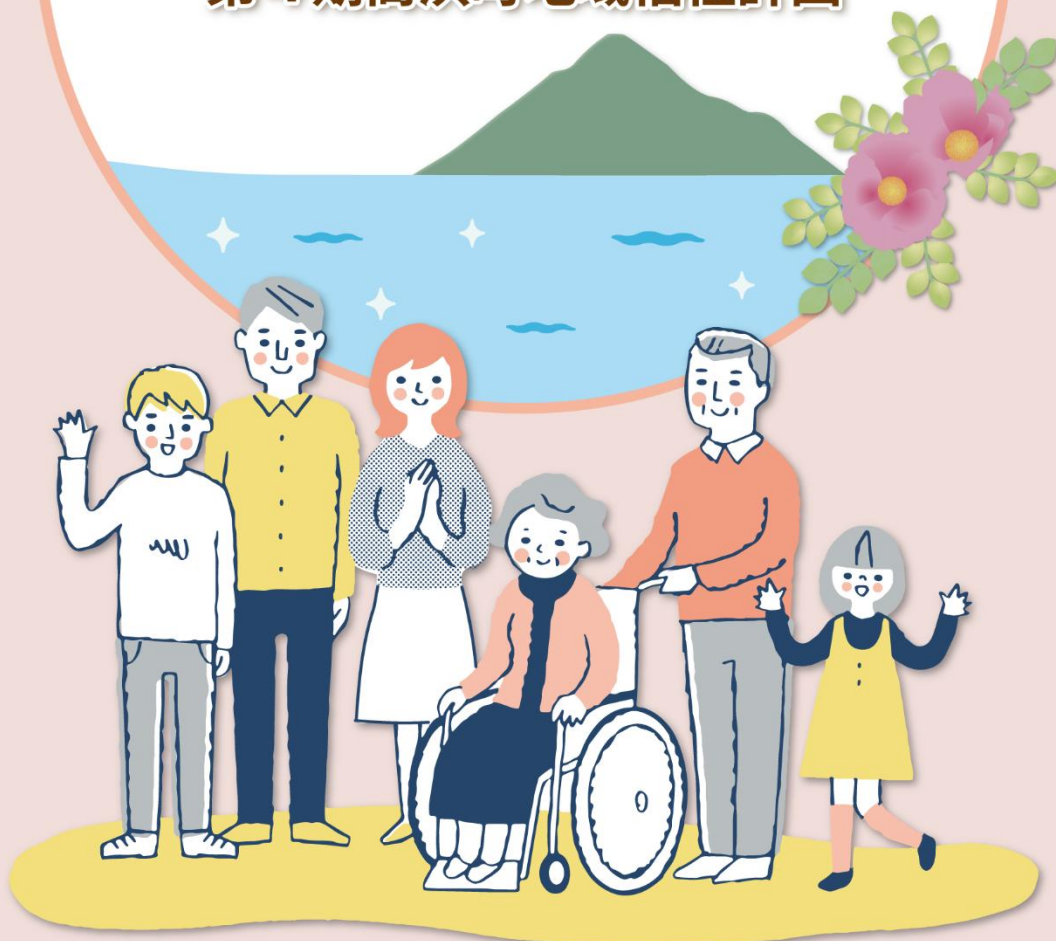


ちいき 地域のみんなで育てよう 幸せの樹
ささえ愛 . たすけ愛が実るまち たかはま

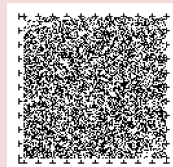
れいわ ねんど 令和 8 年度 → 令和 12 年度

たかはま ささえ愛
たすけ愛プラン

だい き たかはまちょう ちいき ふくし けいかく
第 4 期高浜町地域福祉計画



れいわ ねん がつ
令和 8 年 3 月
たかはまちょう
高浜町



1

計画策定の背景

高浜町では、平成23年度より「高浜町地域福祉計画」、平成28年度より「第2期高浜町地域福祉計画」を推進し、だれもが地域で安心して生活できるまちをめざした取り組みを進めてきました。さらに令和3年には「第3期高浜町地域福祉計画」「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

しかし近年、少子高齢化・人口減少社会の進行等により、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合い等の機能の低下が危惧され、分野別の対応では解決困難な課題や災害の脅威も増加しています。

国においては、社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現を目指す必要があることが明記されました。また、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

本町においても、権利擁護の実現を図るとともに、地域の実情に合わせて、成年後見制度の利用促進に取り組む必要があります。

こうした背景から、本町では、住民をはじめ、関係機関や団体及び行政が一体となり、地域の多様な課題の解決に対応し、安心して生活できる地域を実現するために、「たかま ささえ愛 たすけ愛プラン（第4期高浜町地域福祉計画）」を策定します。

2

地域福祉とは

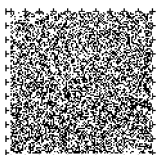
地域福祉とは、その地域に住む人たちが安心して暮らせるように、住民や福祉に関わる人たちが力を合わせて、地域の困りごとや課題を解決していく考え方のことです。

3

地域福祉の基本的な考え方

本計画では、以下の3つの考え方を掲げ、各施策を位置づけます。

- (1) 「自助」「共助」「公助」を浸透させる計画とする
- (2) 「地域共生社会」の実現をめざす
- (3) 包括的な支援体制を構築する



4

計画の位置づけ

本計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域の生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするもので、社会福祉法第107条に基づく計画です。

あわせて、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」を策定し、盛り込みます。

本計画は、町の最上位計画である「高浜町総合計画」をはじめ、「障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画との整合性を考慮して策定しています。

5

計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

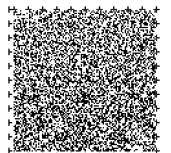
なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとします。

6

基本理念

本計画では、「地域みんなで育てよう 幸せの樹 支え愛・助け愛が実るまち たかはま」を基本理念として掲げ、これまでの第3期計画における考え方を継承し、地域福祉総合センター整備を契機として、国が示す包括的な支援体制の構築を促進し、地域の誰もがつながり、互いに支え合いながら、複雑・複合化する課題にも切れ目なく対応できる地域共生社会の実現をめざします。

ちいき そだ しあわ き
 地域みんなで育てよう 幸せの樹
 ささ あい たす あい みの
 支え愛・助け愛が実るまち たかはま



[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

地域のみんな
で育てよう
幸せの樹
支え愛・助け愛
が実るまち
たかはま

1 地域福祉への意識と関心の向上

2 多様な形での地域参加の促進

3 地域での困りごと
に寄り添い支えるサービス等の充実

4 地域の皆で支えるネットワークの強化

(1) 福祉に関する教育・啓発活動の推進

取組の柱 1 (地域の担い手の育成)

(2) 交流・ふれあいの場づくり

取組の柱 1 (居場所・交流の場の充実)

(1) 住民活動の促進

取組の柱 3 (参加支援・コーディネート機能の強化)

(2) 介護事業者や民間企業等の地域活動の参加促進

(1) 包括的な相談体制の充実

取組の柱 2 (分野横断的に対応できる人材の育成)

取組の柱 2 (部局横断的のケース会議の実施)

取組の柱 3 (アウトリーチの推進)

(2) 情報提供の推進

(3) 各種サービスの充実と質の向上

(4) 生活困窮者の自立に向けた支援

(5) 権利を守る等支援策の充実

(成年後見制度の普及促進【成年後見制度利用促進基本計画】)(更生支援の充実【地方再犯防止推進計画】)

(6) 公共交通サービスの充実

(7) 子どもや親子に優しい生活環境の整備

(1) 見守り体制の構築

取組の柱 1 (見守り機能の強化)

取組の柱 3 (地域の気づきを支援につなぐ仕組み)

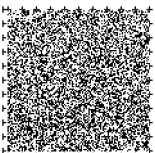
(2) 防犯・防災対策の充実

(3) ユニバーサルデザインの推進

(4) 虐待のないまちづくりの推進

(5) 新しい形での支えあいの構築

地域福祉総合センターを踏まえた高浜町版包括的支援体制の構築



ちいきふくしそごう ちい ふ たかはまちょうばんほうかつてき 地域福祉総合センターを踏まえた高浜町版包括的な しえんたいせい こうちく 支援体制の構築

たかはまちょうでは、これまでのちいきふくしけいかくにおいてつちか ちいき ささ あ ふくし
高浜町では、これまでの地域福祉計画において培ってきた「地域で支え合う福祉の
まちづくり」のかんが がた けいしやう ちいきふくしそごう センターのせいび けいし
考え方を継承しつつ、地域福祉総合センターの整備を契機として、国
が示すしめ ちいききょうせいしゃかい じつげん む ほうかつてきしえんたいせい こうちく いっそうすいしん
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築を一層推進します。

きんねん じゅうみん かか かだい こうれい しょう こそだ せいかつこんきゅう
近年、住民の抱える課題は、高齢、障がい、子育て、生活困窮、ひきこもりなどが
ふくざつ かせ あ じょうきやう ふ せいど ぶんや たいおう してん い ごと
複雑に重なり合う状況が増えており、制度や分野ごとの対応では支援が行き届きにく
いケースも顕在化しています。

このため、たかはまちょうでは、ちいきふくしそごう センターをちいきふくし ちゅうかくきょてん いち
高浜町では、地域福祉総合センターを地域福祉の中核拠点と位置づけ、
じゅうみん ちいきだんたい しゃかいふくしきやうきかい かんけいきかん ぎやうせい れんけい
住民・地域団体・社会福祉協議会・関係機関・行政が連携しながら、「きづき」「つな
ぎ」「支え続ける」ことができる高浜町版包括的な支援体制の構築を進めます。

とりくみ はしら 【取組の柱 1】 ちいき ささ あ きのう きやうか いばしょ こうりゅう ば せいび 地域で支え合う機能の強化・居場所・交流の場の整備 (ちいきふくしそごう かく いばしょ みまも 地域福祉総合センターを核とした居場所・見守り)

- ちいき にな て いくせい
地域の担い手の育成
- いばしょ こうりゅう ば じゅうじつ
居場所・交流の場の充実
- みまも きのう きやうか
見守り機能の強化

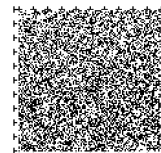


とりくみ はしら 【取組の柱 2】 しえんきかんとうし れんけいきやうか 支援機関同士の連携強化 (ちいきふくしそごう かく せんもんしよく れんけいそくしん 地域福祉総合センターを核とした専門職の連携促進)

- ぶん やおうだんてき たいおう じんざい いくせい
分野横断的に対応できる人材の育成
- ぶきよくおうだんてき かいぎ じつし
部局横断的ケース会議の実施

とりくみ はしら 【取組の柱 3】 ちいき しえんきかん しく こうちく 地域と支援機関をつなぐ仕組みの構築 (ちいきふくしそごう かく ちいき しえんきかん れんけい 地域福祉総合センターを核とした地域と支援機関の連携)

- さんかしてん きのう きやうか
参加支援・コーディネート機能の強化
- さんしん
アウトリーチの推進
- ちいき き しえん しく
地域のきづきを支援につなぐ仕組み



基本目標 1 地域福祉への意識と関心の向上

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが地域の問題を「自分ごと」として捉え、支え合いの大切さを理解し、行動につなげていくことが重要です。

そのため、福祉に関する教育や啓発活動を通じて、年齢や立場を問わず地域福祉への理解を深めるとともに、地域福祉総合センターを地域の拠点として活用し、住民同士が気軽に集い、交流し、支え合うことのできる居場所や交流の場づくりを進めます。

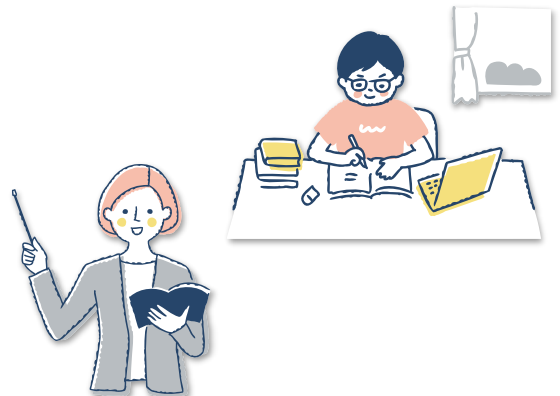
これらの取組を通じて、地域福祉の基盤となる地域のつながりを育み、誰もが福祉に関心を持ち、主体的に関わることのできる土壌づくりをめざします。

(1) 福祉に関する教育・啓発活動の推進

★：地域福祉総合センターを踏まえた高浜町版包括的な支援体制の構築に関する取組

おも 主な取組

- 学校における福祉教育機会の充実
- 企業内での福祉教育の推進
- 人権及び福祉意識の高揚
- 福祉教育・体験学習の推進 ★

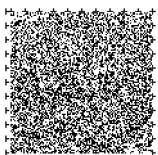


(2) 交流・ふれあいの場づくり

★：地域福祉総合センターを踏まえた高浜町版包括的な支援体制の構築に関する取組

おも 主な取組

- 住民交流・地域交流の促進
- 地域における子育て支援ネットワークの構築
- 身近な地域での交流・ふれあいの場づくり
- 多世代交流・共生の場づくり ★



基本目標 2 多様な形での地域参加の促進

地域福祉を持続的に推進していくためには、住民一人ひとりがそれぞれの立場や状況に応じて地域に関わり、支え合いの担い手となることが重要です。

そのため、自治会活動やボランティア活動などの住民主体の活動を促進するとともに、介護事業者や民間企業等が持つ知識やノウハウを生かし、地域福祉活動への参画を進めます。

多様な主体が地域に関わる機会を広げることで、世代や分野を超えたつながりを生み出し、誰もが役割を持って参加できる地域づくりをめざします。

(1) 住民活動の促進

★：地域福祉総合センターを踏まえた高浜町版包括的な支援体制の構築に関する取組

主な取組

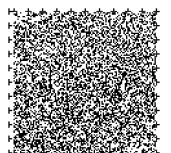
- 福祉団体の活動への支援
- ボランティア育成と活動の普及
- 地域福祉への住民参加の促進
- 地域全体の子育て意識の向上
- 困りごとを抱えた人に対する参加支援や役割づくり ★



(2) 介護事業者や民間企業等の地域活動の参加促進

主な取組

- 企業等の社会活動参加促進事業
- 事業所と地域の交流促進



基本目標3 地域での困りごとに寄り添い支えるサービス等の充実

地域で安心して暮らし続けるためには、住民一人ひとりが抱えるさまざまな困りごとに対し、早期に気づき、切れ目なく寄り添いながら支援につなげていく体制の充実が不可欠です。

そのため、相談があった際には丁寧にわかりやすい情報提供を行ったり、適切な機関につなげるとともに各種福祉サービスの充実と質の向上を図ります。

あわせて、生活困窮者の自立に向けた支援や、権利擁護・成年後見制度の利用促進、更生支援の充実など、状況に応じたきめ細かな支援に取り組みます。

さらに、地域福祉総合センターを高浜町版包括的な支援体制の中核拠点として位置づけ、支援機関同士が分野や部局を越えて情報を共有し、部局横断的なケース会議等を通じた連携体制の強化を図るとともに、地域と支援機関をつなぐアウトリーチの取組を推進します。

(1) 包括的な相談体制の充実

★：地域福祉総合センターを踏まえた高浜町版包括的な支援体制の構築に関する取組

おも とりくみ 主な取組

- 包括的な相談支援体制の構築 ★



(2) 情報提供の推進

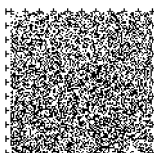
おも とりくみ 主な取組

- 企業や店舗の施設を利用した情報提供・情報発信
- 福祉サービスに関する情報提供の充実

(3) 各種サービスの充実と質の向上

おも とりくみ 主な取組

- 利用者のニーズに即した障がい福祉サービスの提供
- 介護等を必要とする人への支援の強化
- 仕事と子育ての両立の支援



(4) 生活困窮者の自立に向けた支援

おも とりくみ 主な取組

- 生活困窮者支援を通じた地域づくり

(5) 権利を守る等支援策の充実

おも とりくみ 主な取組

- 成年後見制度についての普及促進【高浜町成年後見制度利用促進基本計画】
- 専門的相談窓口（中核機関）の設置及び促進施策の充実
【高浜町成年後見制度利用促進基本計画】
- 専門機関との連携及び地域連携ネットワーク体制の整備
【高浜町成年後見制度利用促進基本計画】
- 福祉人材の育成・確保
- 更生支援の充実【地方再犯防止推進計画】



(6) 公共交通サービスの充実

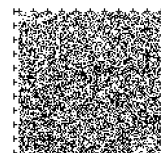
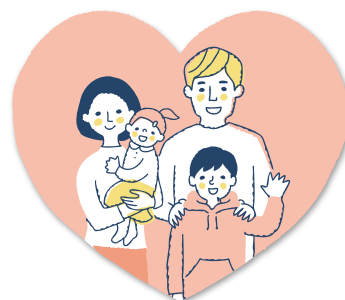
おも とりくみ 主な取組

- 安全で円滑な移動手段やサービス等の充実

(7) こどもや親子に優しい生活環境の整備

おも とりくみ 主な取組

- 安全・安心な遊び場・居場所の環境整備・創出



基本目標 4 地域の皆で支えるネットワークの強化

誰もが安心して地域で暮らし続けるためには、住民や地域団体、関係機関がそれぞれの役割を担いながら、互いに連携し、地域全体で支え合うネットワークを強化していくことが重要です。

そのため、地域における見守り体制の構築を進めるとともに、地域福祉総合センターを拠点として、地域で支え合う機能の強化を図り、日常的な見守り活動の充実に取り組みます。

あわせて、防犯・防災対策の充実やユニバーサルデザインの推進、虐待のないまちづくりを進め、誰もが安全で尊厳を守られながら暮らせる地域環境の整備を図ります。

(1) 見守り体制の構築

★：地域福祉総合センターを踏まえた高浜町版包括的な支援体制の構築に関する取組

おも 主な取組

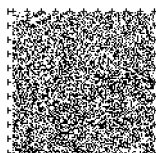
- 地域の子どもたちの見守り体制の強化
- 地域の見守り体制の強化 ★



(2) 防犯・防災対策の充実

おも 主な取組

- 小中学生の登下校の安全の確保
- 地域で安心して暮らせる環境づくり
- 災害時の地域における助けあいの体制整備
- 災害弱者に配慮した支援体制の整備
- 災害に備えた体制づくり
- 「ながら見守り」による地域ネットワークの強化



(3) ユニバーサルデザインの^{すいしん}推進

おも とりくみ 主な取組

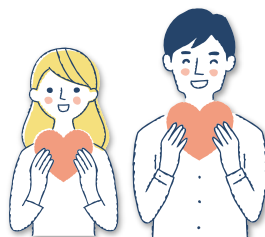
- ^{こうきょうしせつ}公共施設や^{どうろ}道路のユニバーサルデザイン化の^か推進
- ^{だれ}誰もが^わ分かりやすい^{じょうほうはつしん}情報発信



(4) 虐待の^{ぎゃくたい}ないまちづくりの^{すいしん}推進

おも とりくみ 主な取組

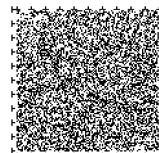
- ^{こうれいしゃ}高齢者、^{しょう}障がい者、^{じどうぎゃくたいとう}児童虐待等に対する^{いしきけいはつ}意識啓発や^{そうだん}相談・^{ぼうしたいせい}防止体制の^{じゅうじつ}充実



(5) ^{あた}新しい^{かたち}形での^{ささ}支えあいの^{こうちく}構築

おも とりくみ 主な取組

- ^たつながりを^{ちいきふくしかつどう}絶やさない^{こうちく}地域福祉活動ネットワークの構築



計画の検証・評価体制のしくみづくり

本計画に記載した取組等の進捗状況を把握し、評価することを通じて、計画全体を推進します。

(1) 「地域福祉」に関する普及啓発

地域福祉を進めるためには、住民が、地域福祉の推進や地域共生社会の実現についての考え方を理解することが必要です。

まず、住民に対して本計画の周知を図るとともに、さまざまな活動の場において、地域福祉の趣旨や目的を伝え、地域住民、関係機関や団体、行政が力をあわせて支え合い、助け合うことができるネットワークが、さらに充実したものとなるよう働きかけます。

あわせて、包括的支援体制に関する取組を中心に、取組の背景や成果、課題を共有する機会を設けることで、地域全体で学び合い、次の行動につなげる普及啓発を進めます。

(2) 本計画の進行管理及び進捗状況の確認

本計画は、行政担当課である保健福祉課が進行管理を行います。

本計画に記載されている行政の取組については、毎年度、担当課に取組状況の確認を行います。特に、包括的支援体制の構築に関する取組については、毎年、関係者に対してディスカッション形式により、取組の成果や課題、今後の方向性について意見交換を行い、幅広い関係者の視点を取り入れた進捗評価を行うことで、計画の実効性を高めます。

たかはま ささえ愛 たすけ愛プラン (第4期高浜町地域福祉計画)

令和8年3月

発行：高浜町 編集：高浜町 保健福祉課 福祉グループ

〒919-2201 福井県大飯郡高浜町和田117-68 高浜町保健福祉センター内

TEL 0770-72-5887 FAX 0770-72-6109

